

盛岡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和5年1月31日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 太田地区活動センター外2施設複合化・大規模改修（建築主体）工事

(1) 所 管 市民部市民協働推進課

(2) 契約金額 228,316,000円（消費税等含む。）

(3) 工 期 令和4年6月25日から令和5年3月15日まで

(4) 請負業者 樋下建設株式会社

(5) 工事場所 盛岡市下中太田深持9番地

(6) 工事概要

・施工対象物

延床面積 1,737.14㎡（活動センター 1,631.15㎡ 作業棟 105.99㎡）

規模・構造 活動センター：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て

作業棟：木造平屋建て

(7) 進捗率 42.4%（令和4年10月31日現在）

2 市道東中野門線道路改良工事及び北上川左岸第二排水区管設置工事

(1) 所 管 建設部道路建設課

(2) 契約金額 69,333,000円（消費税等含む。）

(3) 工 期 令和4年6月10日から令和5年3月14日まで

(4) 請負業者 株式会社司組

(5) 工事場所 盛岡市東中野字見石外地内

(6) 工事概要 (道路)

- ・ 施工延長 150m 幅員9.0m
 - ・ 土工 一式
 - ・ ボックスカルバート設置工 (800×800) 73m
 - ・ 側溝工 256m
 - ・ 排水性舗装 (車道) 894㎡
 - ・ 透水性舗装 (歩道) 159㎡
- (下水道)
- ・ 管設置工 (φ800HP) 58.8m
 - ・ 土留め工 (建込み簡易土留) 60m
 - ・ マンホール設置工 (組立2号) 1基

(7) 進捗率 27.9% (令和4年9月30日現在)

第4 監査の着眼点

施工中の工事の設計、監理及び施工等が適正に行われているかについて着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

工事監査は、その技術面の視点から監査を実施するものであり、高度の専門知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合会に技術士の派遣を依頼し、その協力の下、関係職員からの説明を受け、設計図書及び現場の施工状況の具体的事項について監査を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 都南分庁舎4階大会議室南及び工事現場
- 2 実施日程 令和4年11月17日から令和4年11月18日まで

第7 監査の結果

各工事とも、全体として技術的な支障は見られず、おおむね良好な施工状況と認められた。

第8 意見

本監査の結果は上記のとおりであるが、大規模改修後の施設の運営について、次のとおり意見を述べる。

1 太田地区活動センター外2施設複合化・大規模改修（建築主体）工事

集会場の扉の開閉方向は、緊急時の使用者の安全に配慮する観点から、外開きが基本とされているが、当該施設の一部集会室においては踏込みの外側扉が内開きとなっている。当該集会室は、建築基準法施行令に規定する外開きにする義務の適用はないが、今後、施設の運営においては使用者の安全確保に十分留意されたい。